

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年11月15日（令和3年（行情）諮問第486号）

答申日：令和6年6月14日（令和6年度（行情）答申第154号）

事件名：雇用保険の失業等給付の受給資格に関して法人の代表者の取扱いが記載された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和3年5月13日付け広労発安0513第1号により広島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，主に不開示とした部分などについて不服があり，変更を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件対象文書の不開示とした部分（墨塗り部分）には本来は開示すべき部分が複数あるように思われます。開示すべき部分については開示して頂きますよう願います

以下に気が付いた部分を幾つか示します（頁数は，ページ数表記がある文書ではそれを指します。文書の最初に表紙等があるとその分ずれます）。

・公務員が別の公務員宛に作成した文書の作成日や文書番号等は個人情報等と関係がなく，開示されてよい情報と思います。具体的には，文書1の6・1，11・1，21・2，21・3，21・4，22・1，22・2，23・1，26，27，33・2，33・3などの文書の作成日，文書1の32の1頁～3頁の文書の作成日と審査官の受領スタンプ内の日付と番号，文書1の32の3頁2行目の依頼日，文書1の12の文書番号と作成日，審査官の受領スタンプ内の日付と番号などです。文

書 1 の 2 1 ・ 3 の下から 5 行目の日付と文書 1 の 2 2 ・ 2 の下から 5 行目の日付は文書 1 の 6 ・ 1 の作成日なのでどちらも開示してよいと思います。文書 1 の 2 6 の 4 頁下から 6 行目と 5 頁 4 行目は意見書の作成日なので開示してよいと思います。

同様に、公務員が取得した履歴事項全部証明書の交付日や整理番号も開示されてよいと思います。文書 1 の 1 3 の 2 枚目、文書 2 の 5 頁の丙第 1 号証の日付、文書 3 の 2 頁下から 9 行目と 8 頁 1 8 行目、文書 4 の 2 1 頁 5 行目などです。

同様に、疑義照会票の照会日は開示されてよいと思います。具体的には文書 2 の 5 頁の乙第 6 号証と乙第 7 号証の日付、9 頁 1 1 行目の照会年月日です。別途の開示請求で開示された疑義照会票では例えば「平成 3 0 年特定日」などと照会日は開示されています。文書 8 でも照会日は開示されています。

・ 個人情報等に関係しない単なる番号（通番）や日付等の情報は開示されてよいと思います。例えば、文書 1 の 1 ・ 1 の文書受付番号欄の数字がありますが事件番号「平成 2 1 年特定番号」等と同様に開示されてよい情報と思われます。文書 1 の 1 ・ 1 の右上部分の「平成■■年度分」の墨塗り部分は事件番号「平成 2 1 年特定番号」から平成 2 1 年なのだろうと推察され、開示されてよいと思います。文書 1 の 1 1 ・ 1 の意見書の提出期限は個人情報とは関係せず、開示されてよい情報と思います。文書 1 の 1 1 ・ 3 の 2 行目の年月部分は事務取扱要領の作成日と思われ、不開示とする理由はないと思います。文書 1 の 7 ・ 1、文書 1 の 7 ・ 2、文書 1 の 8、文書 1 の 1 8 ・ 1、文書 1 の 1 8 ・ 2 の文書の記番号や、文書 1 の 1 9 ・ 1 の下から 1 0 行目の反論書の提出期限は個人情報等とは関係せず、開示されてよい情報と思います。文書 1 の 2 2 ・ 1 で、事務連絡の日付、他の審査請求事件の事件番号が墨塗りされていますが、これらは開示されてよいと思います。文書 1 の 2 3 ・ 1 の※印のある行の日付は市販書籍の発行日だと思われ、公知の情報なので開示されるべきです。また文書 1 の 2 3 ・ 1 の下から 3 行目の日付は公務員の打ち合わせ日時 of 候捕日であって個人情報等とは関係しないため、開示されるべきでしょう。文書 2 の 5 頁の乙第 9 号証の「平成■■年版」の部分は市販書籍の発行年度だと思われ、公知の情報なので開示されるべきです。

・ 数字情報（年月日や金額など）の情報種別を示す「年」などの単位部分が不開示になっている部分がありますが、これらの部分は開示されるべきだと思います。例えば、文書 1 の 3 や文書 1 の 6 ・ 2 の 3 行目末の「■■■■で倒産を致しました」の黒塗り部分は「■■■年」などの期間だと思います。文書 1 の 2 5 の 1 の「今から■■■■前ぐらいに」の墨塗り部分の最後は「年」、3 の 3 行目「しかし、■■■■には全く仕事がなく

なり」の墨塗り部分は「■年後」， 8 の「ごこ■■■は日雇・・・」も「年」でしょう。文書 1 の 3 4 の 2 頁下から 6 行目の「今から■■年前くらい」の「年前」の部分， 3 頁 1 行目の「しかし， ■年後には」の「年後」， 3 頁 5 行目の「また， ■年ぐらい」の「年」， 3 頁下から 7 行目の「ここ■■年は日雇・・・」の「年」などです。他にも多数ありすぎるため省略します。文書 3 や 4 などの決定書でも同様に「年」が黒塗りされている部分がありますが， 別途の開示請求では開示されていて， 本件でも「年」などの部分は開示されるべきと思います。

・その他， 特段個人の識別等に関係しない情報については， 不開示とするのは適切ではないと思います。例えば， 文書 1 の 7 ・ 1 ， 文書 1 の 7 ・ 2 ， 文書 1 の 8 ， 文書 1 の 1 8 ・ 1 ， 文書 1 の 1 8 ・ 2 の下から 1 行目の返還金額， 文書 1 の 2 5 の 4 の国保の滞納に関する墨塗り部分， 文書 1 の 2 6 の 3 頁 1 3 行目と 1 7 頁下から 1 2 行目の返還金額などです。過去の開示請求で返還金額は開示されています。文書 1 の 2 6 の 1 9 頁や 2 2 頁， 2 3 頁にある金額情報は開示しても個人識別できないため， 開示してもよさそうに思います。文書 1 の 2 5 の 1 の「（略）」， 文書 1 の 3 4 の 2 頁下から 5 行目， 「（略）」， 「（略）」などの部分は別途の開示請求にて既に開示されています。本件でも開示してよいと思います。文書 1 の 2 6 の 1 0 頁 1 5 行目や 1 8 行目は， 一般的な法人解散登記に関する費用について申請人達の印象を述べたものであって， これを開示しても何ら特定個人の識別にはつながらないため， この部分は開示されるべきと考えます。文書 1 の 2 6 の 1 4 頁下から 1 2 行目と 1 1 行目で倒産した会社数は， 請求人が思っていた数であって， これを開示しても何ら特定個人の識別にはつながらないため， この部分は開示されるべきと考えます。文書 1 の 2 6 の 2 1 頁下から 5 行目の末尾， 2 2 頁 3 行目， 5 行目などの墨塗り部分は前後の文章から不開示とすべき情報とは思えず， 開示すべきではないかと思われます。文書 1 の 3 4 の 8 頁下から 4 行目の「会社は■年も経てば消滅・・・」の「■」部分は単に請求人が思い込んでいた年数であって， これを開示しても何ら特定個人の識別にはつながらないため， この部分は開示されるべきと考えます。文書 1 の 1 2 の 1 頁の口の「請求人は■■来所し」の部分について， 請求人が（略）来所していることは文書 1 の 2 8 で開示されていますし， （略）といった特段個人の識別に関係しない情報は開示されて問題ないと思います。

・文書 1 の 1 3 の履歴事項全部証明書について， 1 枚目の右上の墨塗り部分は多分「（略）」のスタンプで， 開示されるべき部分だと思います。左上の「（略）」の文字列も開示されるべきだと思います。（番号自体は当然不開示）。「公告をする方法」欄などで， 法律の番号や職権による

登記日が墨塗りされていますが公知の情報なので開示されるべきです。

「役員に関する事項」欄で3行目の最初の3文字は決定書の本文中でも言及されているように「(略)」で開示されてよいと思います。2枚目の下側で登記官の氏名や職印、登記官の勤務先である法務局名が墨塗りされていますが全て開示されるべきです。

同様に、文書3の2頁下から7行目の履歴事項全部証明書を交付した地方法務局支局(略)の名称も開示されるべきです。

- ・所轄の税務所などで県名に当たる部分等が墨塗りされていますが、他の開示された情報から推測でき、開示しても個人(や法人)の識別には繋がらないため、開示されるべきだと思います。具体的には、文書1の3の下から2行目の「■■■税務署」、文書1の6・2の下から3行目の「■■■税務署」、文書1の26の5頁14行目と15行目の「■■■税務署」、文書2の1頁下から15行目、3頁7行目、4頁19行目、9頁8行目の「■■■税務署」(略)、文書3の1頁下から1行目の「■■■総合県税事務所」(略)などです。

- ・会社の役員の人数は、証拠として提出された履歴事項全部証明書から判明するため、開示されてよいと思います。決定書で「役員が一人の会社取締役」「請求人のみを取締役として」などと言及されています。個人情報などには該当しないと思います。具体的には、文書1の26の13頁下から7行目、文書2の2頁下から18行目、文書2の4頁17行目などです。

- ・参与は公務員と同じなので、立会審議に参加した参与の人数は開示されてよいと思います。具体的には文書1の26の1頁11行目「(略)」、文書1の34の5頁18行目～20行目で、「(略)」の部分は開示してよいと思います。文書1の26の1頁13行目で「(略)」の部分も、委任状など他の文書から(略)と判明しているので開示してよいと思います。

- ・文書1の26の13頁下から7行目の「役員の任期のない■■■■■■・・・」の部分は、いわゆる(略)のことを説明するものと推察され、決定書(文書1の34)の8頁1行目～に記載されているのと同様な情報と思われますので開示するべきでしょう。

- ・文書5の10頁からの監事に係る規程について、条項の見出しや番号などの部分は開示してよさそうに思います。16頁の対応関係を整理した部分の右側は条項の番号のみと推察され、開示してよさそうに思います。

- ・文書1の15と文書1の16は、ほぼ全面的に墨塗りされていますが、この中には開示可能な部分情報もあると思われます。

- ・本件開示決定通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」欄には、

法5条5号該当を理由に不開示とした部分がある旨が記載されています。しかしながら開示請求の時点（令和3年3月）では、協議は終了（平成30年8月）し、検討結果は業務取扱要領に反映（平成30年10月）されていることから、今更に過去の協議内容を開示しても国民に混乱は生じず、逆に協議内容を不開示とすることを許すことの方が弊害が多いので、この理由による不開示は不適切と思います。業務取扱要領に反映された内容（文書4の19頁下から2行目から始まる⑥の段落で引用されている）がどのように形成されたのか確認できないのは疑問です。同号該当を理由に不開示とした部分については開示すべきでしょう。

別途の開示請求で特定労働局では同様な疑義照会票の疑義内容や回答部分をほぼ開示していて、更に同疑義照会票の不開示部分について開示すべき部分があると判断した答申書もでています。文書8の疑義内容・回答部分も、被保険者番号等の個人を識別できる情報を除き、他の部分は開示すべきと思われます。

・本件開示決定通知書によれば文書1は180枚あると記載されています。ところが文書1内のpdfファイルのページ数を合計して、白紙ページを引くと、179枚しかありません。白紙ページのうちどれか1枚に本来は情報があるはずが何かの手違いで白塗りされてしまっている、あるいは単にスキャン漏れのページがある等で開示されていないがあるようでしたら、その部分の開示をお願いします。

（文書の数量が過剰で、余分に開示実施手数料が請求されている場合には、返金が必要と思います）

## （2）意見書

理由説明書3（1）にて「その部分については、原処分庁から請求者に対して改めて説明したうえで、理解を得ている」との記載があることから、理由説明書2では本件審査請求は「棄却すべきである」としていることから、諮問庁は未開示となっている白紙ページを開示する意思はないように読み取れます。

確かに、令和3年9月16日に処分庁の担当者からメールを受信しましたが、次のように返事をしていて、該当ページを修正したCD-Rは受け取ってなく、白紙のページの問題は、原因が特定されたとしても、今も未解決なままです。（略）

そのため、諮問庁は本件審査請求の棄却を求めたりせず、未開示のページを開示して頂けますよう願います。また、処分庁の担当者のメールによれば、「12意見書.pdf」の1ページ目にも割印があり、これも不鮮明な状態でした、との説明がありました。1ページ目も本来は開示すべき情報が開示されていなかったということでしたら、改めて開示されるべきです。審査請求に対して、その一部分を先行して対処するよう処

分庁に指示し、審査請求自体は棄却すべき、と主張する諮問庁に疑問を感じます。処分庁の担当者は諮問庁からの指示と申請人の返事との板挟み状態になっていたのではと心配です。

## 2 不開示部分について

理由説明書3（3）にて「請求人の主張は認められない」とし、具体的には別表にて「原処分において不開示とした部分全部」について不開示を維持するとしています。

審査請求書の2ページ以降に示しました請求人が本来は開示すべきと主張する部分の中には、市販書籍の発行日も含まれています。具体的には対象文書①の「23-1 事務連絡票.pdf」の次に示す行の墨塗り部分です：（略）

同書の発行日は（略）です。この公知の情報について不開示を維持する理由を、諮問庁の説明からは全く読み取れません。諮問庁が、市販書籍の発行日は開示すべき部分という請求人の主張を否定するのは単に確認不足のためではないかと感じられます。他の部分についても市販書籍の発行日と同様に確認していないだけで、本来は、開示すべき部分だと思います。開示すべき部分は開示して頂けますよう願います。

なお、対象文書①の「34 決定書.pdf」のp5には、丙第2号証の部分で同書の発行日が記載されていますが、こちらは審査請求前に開示して頂けました。

## 3. 不開示とした理由について

理由説明書2にて「不開示情報の根拠条項を追加した上で、」として、具体的には理由説明書3（2）エに「対象文書の不開示部分には、失業等給付の受給資格決定の事務に関する国の考え方が記載されており、当該情報が公にされた場合、不正な手段により失業等給付の受給資格決定を受けようとするなど当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明しています。

国民が国の考え方を知り、雇用保険の事務について理解を深めることは、国民の権利であり、これを阻むことは情報公開制度の趣旨に反するのではないのでしょうか。不正受給調査の手法に関する具体的な情報であればともかく、失業者が失業等給付を受けられるのか否かを自分で判断できるように情報公開することは、雇用保険制度が健全であるためにも大切なことであり、これを公務員が拒むようなことがあってはならないと思います。また、受給資格決定の事務に関する「国の考え方」は、法5条6号のイ～ホに例示されている事務等に関する情報とは性格が異なり、不開示とすべき情報に該当するとは考え難いです。そのため、「エ」に該当することを理由として不開示を維持する部分があるとしたら、その部分は開示されるべきと考えます。

別表にて対象文書①と⑧が「エ」に該当するとの記載があります。「対象文書①」は全部で180ページあり、本当の文書名はCD-R内の「『平成21年特定番号』文書名一覧.pdf」に記載されたものです。これらの文書のうち、どれかが「エ」に該当すると諮問庁は主張されているのだと思いますが、どの文書なのか特定できませんでした。これでは不開示とする理由を適切に説明したことにはならないのではないのでしょうか。少なくとも個々の文書毎に該当する不開示理由を示すことが必要と思います。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人である開示請求者は、令和3年3月29日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙（略）のとおり、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が令和3年5月13日付け広労発安0513第1号により、部分開示決定（処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年8月13日（同月16日受付）で本審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の根拠条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるから、棄却すべきである。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書について

本件開示請求において、審査請求人が開示を求める行政文書は、「雇用保険の失業等給付の受給資格に関して法人の代表者の取扱が記載された文書の全て」であり、処分庁は、別紙に掲げる文書を本件対象文書として特定した。

なお、文書1について、審査請求人は、開示決定通知書によれば180枚存在するところ、開示を受けた文書は179枚であった旨を主張し、その差分である1枚の開示を求めている。本件審査請求を受けて、諮問庁において確認した結果、文書1については、開示文書を作成する過程で当該文書中1枚の印字がかすれて見にくい状態のまま開示されたことが判明した。その部分については、処分庁から審査請求人に対して改めて説明したうえで、理解を得ている。

##### (2) 不開示情報該当性について（別表参照）

###### ア 法5条1号該当性について

本件対象文書の不開示部分には、特定の個人の氏名や特定の処分年月日等の個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるも（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）があり、法5条1

号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

本件対象文書の不開示部分には、事業所の印影等の情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することから、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条5号該当性について

本件対象文書の不開示部分には、国の機関等の事務について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの検討段階において作成、取得された情報であって、これを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報が記録されており、法5条5号に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書き該当性について

本件対象文書の不開示部分には、失業等給付の受給資格決定の事務に関する国の考え方が記載されており、当該情報が公にされた場合、不正な手段により失業等給付の受給資格決定を受けようとするなど当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示とした部分について不服があり、変更を求める」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであるため、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、不開示情報の適用条項として、法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                                |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 令和3年11月15日 | 諮問の受理                          |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ | 同月25日      | 審議                             |
| ④ | 同年12月2日    | 審査請求人から意見書を收受                  |
| ⑤ | 令和6年4月15日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月4日     | 審議                             |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部について法5条1号、2号イ及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とした部分等に不服がある旨主張し、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、法の適用条項に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 文書1の不開示部分のうち、別表の5欄の(1)の部分は、意見書の記載例として示された「雇用保険に係る不服申立て及び訴訟に関する事務取扱要領」の日付である。

当該部分は、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定の事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、広島労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書1の不開示部分のうち、別表の5欄の(2)の部分は、公務員が職権において収集したとみられる雇用保険審査請求人が代表取締役を務める会社の履歴事項全部証明書に記載されている、当該証明書の位置付けを示す記載である。

当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書1の不開示部分のうち、別表の5欄の(3)の部分は、公務員が職権において収集したとみられる雇用保険審査請求人が代表取締役を務める会社の履歴事項全部証明書に記載されている登記の根拠法令及び登記の日付である。

当該部分は、会社法の施行に伴って登記官が一律に職権登記を行ったものと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 文書1の不開示部分のうち、別表の5欄の(4)の部分は、公務

員が職権において収集したとみられる雇用保険審査請求人が代表取締役を務める会社の履歴事項全部証明書に記載されている整理番号及び当該証明書の日付である。

当該整理番号は当該履歴事項全部証明書を発行する際に自動的に付与される番号であり、当該日付は公務員が職権において収集したとみられる雇用保険審査請求人が代表取締役を務める会社の履歴事項全部証明書の日付であることから、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書1の不開示部分のうち、別表の5欄の(5)の部分は、広島労働局が発出した事務連絡に記載された、刊行物の発行年月日である。当該刊行物は一般に市販されており、その名称等に再審査請求人を特定させる個別具体的な内容は含まれておらず、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の5欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 文書1ないし文書5について

文書1ないし文書5は、いずれも雇用保険給付の特定の審査請求事件に係る書類一式であり、それぞれの不開示部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分には、雇用保険審査請求人である特定個人の氏名及び住所、会社名、印影及び電話番号並びに当該請求人の学歴や職歴、雇用保険被保険者証や離職票に係る情報、審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付等が記載されており、このような記載は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険審査請求人である特定個人の氏名、住所、会社名、印影、電話番号は個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の当該請求人の学歴や職歴、雇用保険被保険者証や離職票に係る情報、審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付等については、本件対象文書は、雇用保険の基本手当の受給資格に関して法人の代表者の取扱いが争点となった雇用保険審査請求に係る特

定の労働局の決定書であり、その範囲が相当程度絞られている。

原処分においては、当該審査請求が行われた年を始め、当該審査請求に係る原処分を行った公共職業安定所名、当該審査請求に至るまでの経緯、当該請求人の主張等が幅広く開示されていると認められ、そのような中で、当該請求人に係る属性や関係する具体的な日付等が開示されると、当該請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### イ 文書8について

文書8の不開示部分には、特定の個人を識別することができる情報は含まれていないものの、雇用保険の失業等給付の受給資格について、法人の代表を務める者が広島労働局に実際に相談した内容及びそれに対する厚生労働省本省の見解が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、雇用保険の失業等給付の受給資格について広島労働局に相談をした者が、自らの相談内容等が本省からの回答を含めて具体的に公にされること等を懸念し、当該労働局に相談を行うことをちゅうちょすることとなり、その結果、広島労働局が行う雇用保険事務に関して、的確な対応を行う上で必要な事実関係の把握が困難となるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、開示実施文書の枚数など審査会の判断の対象外の事項を含め、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、その多くの部分において、法5条各号の条文の規定を引き写しており、本件対象文書のうちそれらに当たる情報が各規定に「該当するため、不開示とした」旨記載している。

本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示等を求めていること等にも鑑み、原処分を取り消すまでには至らないものの、不開示とした部分及びその理由を具体的に特定し

ていない開示決定等は，法 5 条及び行政手続法 8 条 1 項の規定に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後，関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底する必要がある。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法 5 条 1 号，2 号イ及び 5 号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁が，不開示とされた部分は同条 1 号，2 号イ，5 号及び 6 号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては，別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分は，同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので，同条 2 号イ，5 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別表の 5 欄に掲げる部分は，同条 1 号，2 号イ，5 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 「平成 2 1 年特定番号」書類一式
- 文書 2 「平成 3 0 年特定番号 A」決定書
- 文書 3 「平成 3 0 年特定番号 B」決定書
- 文書 4 「平成 3 0 年特定番号 C」決定書
- 文書 5 「平成 3 0 年特定番号 D」決定書
- 文書 6 平成 3 0 年 3 月 1 5 日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐  
（業務担当）名 事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る  
受給資格決定について」
- 文書 7 「平成 3 0 年 3 月 2 2 日付け広島労働局職業安定部長名 事務連絡  
「事業実態のない会社の代表取締役に係る資格決定について」
- 文書 8 平成 3 0 年 3 月 1 5 日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐  
（業務担当）名 事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る  
受給資格決定について」に係る広島労働局から本省への協議文書
- 文書 9 平成 3 0 年 4 月 1 9 日付け広島労働局職業安定部長名 事務連絡  
「事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について」
- 文書 1 0 平成 3 0 年 8 月 3 日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐  
（業務担当）名 事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る  
受給資格決定について」
- 文書 1 1 平成 3 0 年 8 月 3 1 日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補  
佐（業務担当）名 事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係  
る受給資格決定について」
- 文書 1 2 平成 3 0 年 9 月 4 日付け広島労働局職業安定部長名 事務連絡  
「事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について」

別表（全部開示文書を除く。）

| 1 対象文書              | 2 不開示部分  | 3 根拠条文<br>(法5条)    | 4<br>通<br>番 | 5 開示すべき部分                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|----------|--------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書1 「平成21年特定番号」書類一式 | 不開示とした部分 | 1号, 2号イ, 5号及び6号柱書き | 1           | (1) 39頁<br>2行目の日付<br>(2) 44頁<br>右上の枠内の<br>不開示部分<br>(3) 44頁<br>の「公告をする方法」,<br>「発行可能株式総数」,<br>「発行済株式の総数並びに<br>種類及び数」及び「株式の<br>譲渡制限に関する規定」の<br>各欄に記載されている登記<br>の根拠法令及び登記日<br>(4) 44頁<br>及び45頁下<br>から1行目の<br>整理番号及び<br>45頁の下か<br>ら4行目の日<br>付<br>(5) 93頁<br>13行目 |
| 文書2 「平成30年特定番号A」決定書 | 同上       | 1号及び2号イ            | 2           | —                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 文書3 「平成30年特定番号B」決定書 | 同上       | 同上                 | 3           | —                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 文書4 「平成30年特定番号C」決定書 | 同上       | 同上                 | 4           | —                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 文書5 「平成30年特定番号D」    | 同上       | 同上                 | 5           | —                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                                                                                                              |    |                  |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------|---|---|
| 決定書                                                                                                                                          |    |                  |   |   |
| 文書 8 平成 30 年<br>3 月 15 日付け厚生<br>労働省職業安定局雇<br>用保険課長補佐（業<br>務担当）名 事務連<br>絡「事業実態のない<br>会社の代表取締役に<br>係る受給資格決定に<br>ついて」に係る広島<br>労働局から本省への<br>協議文書 | 同上 | 5 号及び 6 号<br>柱書き | 6 | — |

注）当審査会事務局で整理した。